

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省30-⑦)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室		作成責任者名 (※記入は任意)		早水 輝好(総務課長事務取扱) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(大気環境課長/自動車環境対策課長) 青竹 寛子(国際協力推進室長)			
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び降水酸性度の減少を図り大気環境の改善、保全を推進する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画		政策評価実施予定時期	平成31年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」							自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6pH	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全国的酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。
5 アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	—	—	100%	—	/	/	100	100	100	100	100	100	大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/Lとされており、当該測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
6 全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	—	—	100%	—	100	100	100	100	100	100	100	100	中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第七次答申)より、水銀の指針値は年平均値が0.04μg Hg/m ³ 以下と設定されており、全国の大気中の水銀濃度が指針値を継続的に達成していることを図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として設定した。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標	目標年度					
6 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	-	-	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。				
7 放射性物質に係る環境汚染の防止	-	-	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	28 (27)	41 (29)	37 (31)	37	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の確認・課題整理 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。 	103
(2) 大気環境監視測定網整備推進費 (昭和46年度)	113 (76)	95 (84)	81 (71)	78	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の改善 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	104
(3) 大気汚染防止規制等対策推進費 (昭和47年度)	68 (122)	45 (20)	20 (20)	96	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源から平成29年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。 	105
(4) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	110 (94)	138 (130)	125 (129)	128	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリングの実施(事業所における排出実態調査を含む。)と、その結果を活用した自治体における事業所指導の促進 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリング(事業所における排出実態調査を含む。)の実施により有害大気汚染物質による大気汚染状況や主たる排出源を把握。その結果を活用した自治体における事業所指導の促進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成率の向上に寄与する。 	104

(5)	アスベスト飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	30 (31)	43 (73)	61 (55)	61	5	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 <達成手段の目標(30年度)> ・アスベストによる健康被害の未然防止に向けた、飛散防止対策の更なる推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	107
(6)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	12 (7)	11 (8)	11 (11)	11	-	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 <達成手段の目標(30年度)> ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・在日米軍施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施し、状況の確認及び必要な改善措置等の要請を通して、在日米軍施設・区域内及びその周辺の環境汚染の未然防止を図ることで、大気環境等の保全、改善を推進する。 	108
(7)	コベネフィット・アプローチ推進事業費 (平成22年度)	120 (114)	115 (114)	105 (102)	106	6	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・アジアの環境所管官庁・国際機関等が参加しているアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援を通じた普及・啓発活動 ・コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 <達成手段の目標(30年度)> ・アジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援等を通じたコベネフィット・アプローチの普及 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・アジア地域で課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、大気環境を含む環境改善と保全を推進するとともに、温暖化対策に寄与する。 	109
(8)	公害防止管理推進調査対策検討費 (平成19年度)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、組織整備法における手引き等の検討 <達成手段の目標(30年度)> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討による効果的な公害防止体制の促進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染等に係る環境基準の達成に寄与する。 	110
(9)	微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費 (平成20年度)	500 (435)	649 (608)	524 (489)	512	1	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の強化 ・成分分析・発生源寄与解析・シミュレーション評価等による対策の検討・具体化を実施 <達成手段の目標(30年度)> ・微小粒子状物質に係る対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。 	111
(10)	大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)	175 (171)	160 (159)	157 (176)	157	1	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 <達成手段の目標(30年度)> ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	112

(11) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)	326 (319)	342 (327)	356 (352)	366	4.6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における越境大気汚染、酸性雨、黄砂に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 	113
(12) 自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)	155 (156)	170 (169)	170 (158)	166	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	114
(13) オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	37 (28)	48 (35)	34 (29)	32	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制実施及び強化に係る調査及び検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	115
(14) 船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)	9 (7)	9 (8)	10 (9)	9	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシミュレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	116
(15) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【関連29-⑧】	207 (206)	211 (209)	267 (255)	314	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十三次答申)」(平成27年25月)に基づく、微小粒子状物質に関する対策、特殊自動車の排出ガス低減対策及びアイドリング規制の見直し等。 <p><達成手段の目標(平成30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス低減対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の排出ガス低減により、特に自排局において、大気汚染に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 	117
(16) 自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	67 (54)	59 (54)	59 (45)	53	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	118

<p>国際連合地域開発センター (17) ター拠出金 (平成16年度)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>27 (27)</p>	<p>25 (25)</p>	<p>25</p>	<p>＜達成手段の概要＞ ・アジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の推進活動に対する拠出 ＜達成手段の目標（30年度）＞ ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>119</p>
<p>東アジア酸性雨モニタリング (18) ネットワーク拠出金 (平成14年度)</p>	<p>85 (85)</p>	<p>88 (88)</p>	<p>84 (84)</p>	<p>85</p>	<p>4.6 ＜達成手段の概要＞ ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の運営経費に対する拠出 ＜達成手段の目標（30年度）＞ ・EANETの活動推進 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</p>	<p>120</p>
<p>環境測定等に関する調査 (19) 費 (昭和50年度)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>18 (20)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>20</p>	<p>1 ＜達成手段の概要＞ ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 ＜達成手段の目標（平成30年度）＞ ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 ＜施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容＞ ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な大気環境の測定が可能となり効果的な施策を講ずることにより、大気環境の保全に資する。</p>	<p>121</p>
<p>水銀大気排出対策推進事業 (20) 業費 (平成27年度)</p>	<p>71 (75)</p>	<p>36 (32)</p>	<p>35 (32)</p>	<p>37</p>	<p>6 ＜達成手段の概要＞ ・国内外の排出抑制技術等の調査 ・水銀排出施設に関する届出情報の収集・整理 ・水銀大気排出インベントリ-の作成 ＜達成手段の目標（平成30年度）＞ ・技術の進歩に応じた排出基準の見直し及び水銀測定方法の効率化 ・改正大気汚染防止法施行後の水銀排出規制に係る実態把握 ・水銀大気排出インベントリ-の精緻化 ＜施策の達成すべき目標への寄与の内容＞ ・水銀大気排出抑制対策の推進を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>122</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>2082 (1790)</p>	<p>2307 (2196)</p>	<p>2,189 (2,091)</p>	<p>2,295</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>・環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第5節大気環境保全に関する取組</p>	

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]									
ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)									
イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン									
ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン									
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]									
ア. 二酸化窒素(NO ₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)									
イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO ₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)									
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]									
ア. 二酸化窒素(NO ₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)									
年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	目標年	目標値	
	①ア	99.6	99.7	99.7	99.6	99.9	100	-	100
	イ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ウ	69.2	99.7	97.3	99.7	99.6	100	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	0.5	0.4	0.3	0	0	0.1	-	100
	カ	99.5	100	99.8	100	100	99.8	-	100
	キ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ク	100	100	100	100	100	100	-	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
	コ	27.6	43.3	16.1	37.8	74.5	88.7	-	100
	②ア	99.5	99.3	99	99.5	99.8	99.7	-	100
	イ	72.9	99.7	94.7	100	99.7	100	-	100
	ウ	0	0	0	3.6	0	0	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	100	100	100	100	100	100	-	100
	カ	29.4	33.3	13.3	25.8	58.4	88.3	-	100
	③ア	99.1	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	-	100
	イ	75.6	100	92.3	100	99.5	100	-	100

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-⑧)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	吉川圭子(大気生活環境室長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(自動車環境対策課長)			
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度
1 騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)/(評価対象:千戸)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
					3,180	3,011	3,252					
					13,136	12,959	12,624					

7	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
8	暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	24	2017	-	2020	-	-	-	-	-	-	主要競技会場周辺等での測定結果は、人の健康の保護と生活環境の保全に活用される。測定結果をどれだけの機関に提供するかで、どれだけ測定結果が活用されるか変わるため、測定指標として選定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
騒音・振動・悪臭公害防止 (1) 強化対策費 (昭和63年度)	41 (42)	41 (48)	43 (48)	43	43	1,5,6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知 地方公共団体がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、悪臭物質濃度の測定方法、臭気指数算出方法等について、必要な課題の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 鉄道騒音について、評価手法の見直しに向けて、調査、検討を行う。 低周波音に関する知識・測定評価方法について、地方公共団体職員等を対象とした説明会を実施する。 地方公共団体向けに、悪臭対応に関する良い対応事例を集めた事例集を作成、公表し、悪臭防止に係る技術・ノウハウの普及により悪臭苦情件数の低減に寄与する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 騒音の評価評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。 事例集の作成や測定方法・算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術・ノウハウが普及され、悪臭の程度(濃度・指数)の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。 	123
クールシティ推進事業 (2) (平成18年度)	47 (41)	43 (30)	36 (40)	38	38	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市における暑熱対策について実施方法の明確化、普及啓発 インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 暑熱対策を導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等をまとめたものを用いて、暑熱対策の普及啓発をする。 都市部の観光地等における暑さ指数の調査・研究を行う。 全国約840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイトでの情報提供により、気候変動やヒートアイランド現象による熱中症の増加等、人の健康への影響等を軽減する暑熱対策(適応策)の普及に寄与する。 	124

<p>(3) 交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>53 (41)</p>	<p>48 (42)</p>	<p>42 (36)</p>	<p>43</p>	<p>2,3,4,5</p> <p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度) ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度) ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度) ＜達成手段の概要＞ ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体⇒860団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインの改定版を平成29年4月に公表済) ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 ＜達成手段の目標(29年度)＞ ①平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映の検討を実施。860団体を対象とした平成28年度常時監視結果を取りまとめ公表 ②交通騒音問題の未然防止について、対策の実効性を高める方策について検討 ③新幹線騒音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表 ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアル内容の検証を実施 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	<p>125</p>
<p>(4) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【再掲30-⑦】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1,2</p> <p>＜達成手段の概要＞ ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に基づく、二輪車走行騒音規制の見直しの検討。 ＜達成手段の目標(平成30年度)＞ ・自動車単体騒音低減対策の推進 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>119 【再掲30-⑦】</p>
<p>(5) オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業 (平成29年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>29 (29)</p>	<p>30</p>	<p>8</p> <p>＜達成手段の概要＞ ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等における暑熱環境の調査、暑さ指数の推計手法の検討 ＜達成手段の目標(30年度)＞ ・選定した主要競技会場周辺等において、暑熱環境の調査及び、暑さ指数の推計手法の検討を行う。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・調査結果をオリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用することによって、人の健康の保護と環境の保全に寄与する。</p>	<p>126</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>141 (124)</p>	<p>132 (120)</p>	<p>150 (153)</p>	<p>154</p>	<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 【騒音・振動・悪臭関係】第2部第3章4節(1)水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第2部第3章4節(1)水・大気・土壌の環境保全○取組推進に向けた指標(大気環境保全に関する指標)、第4部第1章5節(4)地域の生活環境保全に関する取組①騒音・振動対策 【ヒートアイランド対策関係】第2部第2章4節(3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全「快適な感覚環境の創出」「ヒートアイランド対策」、第2部第3章4節(1)水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第4部第1章5節(4)地域の生活環境保全に関する取組③ヒートアイランド対策、第4部第2章7節(2)健康被害の救済及び予防②被害等の予防</p>	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30—⑨)

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)	担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	渡邊 康正(水環境課長/ 地下水・地盤環境室長) 山本 郷史(閉鎖性海域 対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全	
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律	政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	-	-	100%	(河川) -	-	92.0%	93.9%	95.8%	95.2%	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。
				(湖沼) -	-	55.1%	55.6%	58.7%	56.7%	/	/	/	
				(海域) -	-	77.3%	79.1%	81.1%	79.8%	/	/	/	
				【全体】 -	-	87.3%	89.1%	91.1%	90.3%	/	/	/	
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	-	-	別紙の通り						閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。		

5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したもの。
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万ト)	0		-	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成29年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。							
7	アジア地域等における我が国の水環境改善支援の推進	-		-	水循環基本計画(H27.7閣議決定)において、アジア各国の連携強化、情報共有の促進等により、水環境管理制度等の改善や水処理技術の移転等の支援を推進することが規定されているため							
8	水環境中の放射性物質の存在状況の把握・共有	-		-	水質汚濁防止法に基づき、全国の水環境中の放射性物質の存在状況を常時監視し、その情報を国民に提供することは、健全な水循環の確保に資する。							
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	-		-	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号				
	27年度	28年度	29年度	30年度								
(1)	水質環境基準検討費 (平成22年度)	154 (120)	182 (166)	173 (143)	171	1.2	<達成手段の概要> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行うための情報収集・検討 <達成手段の目標(30年度)> ・適切な科学的判断の基に、必要な環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共用水域における水質環境基準達成状況等の改善に寄与する。	127				
(2)	排水対策推進費 (平成23年度組替)	68 (78)	87 (84)	107 (102)	104	1.2	<達成手段の概要> ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 ・生物応答を用いた新たな排水管理手法についての調査・検討 <達成手段の目標(30年度)> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。	128				

(3)	水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	42 (54)	31 (35)	30 (45)	30	1.2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新) <p><達成手段の目標(29年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。 	129
(4)	総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	105 (93)	94 (84)	95 (89)	126	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。 	130
(5)	有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む) (平成19年度)	132 (128)	132 (131)	131 (126)	132	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境特性の把握、課題の解明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。 	131
(6)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	70 (70)	135 (135)	135 (134)	109	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湾・灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境の変化状況や底質・底生生物調査の結果等の分析・評価 ・水環境と生物多様性・生物生産性の関係に係る検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境の変化状況等を評価するとともに、湾・灘ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行うことにより、生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。 	132
(7)	湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	37 (37)	37 (33)	37 (29)	47	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	133

<p>(8) 地下水・地盤環境対策費 (平成30年度)</p>	<p>33 (29)</p>	<p>77 (73)</p>	<p>72 (68)</p>	<p>77</p>	<p>3, 5</p> <p><達成手段の概要> ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ公表 ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域が主体となった取組の推進を行うためのガイドライン(案)の策定に向けた検討を行う。 <達成手段の目標(30年度)> ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 ・全国の常時監視地点の地下水の水質汚濁の状況を「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・仮構築したシミュレーションモデルの改良を行う。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定に向けた検討を進める。 ・地下浸透基準値が設定されている有害物質29項目について、地下浸透基準の見直しに必要な物質の挙動等の科学的知見を収集し、その情報を基に地下浸透規制のあり方を検討し、取りまとめを行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地盤沈下の防止を図るとともに、持続可能な地下水の保全と利用に資する。 ・地下浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。</p>	<p>134</p>
<p>(9) 国際的水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)</p>	<p>126 (102)</p>	<p>111 (101)</p>	<p>132 (126)</p>	<p>102</p>	<p>7</p> <p><達成手段の概要> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 <達成手段の目標(30年度)> ・中国の畜産排水処理改善に向けた技術提言等の実施 ・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。</p>	<p>135</p>
<p>(10) 海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)</p>	<p>68 (81)</p>	<p>74 (93)</p>	<p>74 (71)</p>	<p>76</p>	<p>6</p> <p><達成手段の概要> ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 <達成手段の目標(30年度)> ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</p>	<p>136</p>
<p>(11) 海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)</p>	<p>76 (67)</p>	<p>79 (63)</p>	<p>79 (72)</p>	<p>79</p>	<p>6</p> <p><達成手段の概要> ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 <達成手段の目標(30年度)> ・調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。</p>	<p>137</p>

(12)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	955 (954)	868 (867)	985 (985)	757	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度及び平成28年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、民間事業者において処理(平成27年度中に発見された不発弾は平成30年度中に処理を完了。平成28年度に発見された不発弾は、平成30年度から平成31年度にかけて処理を実施。) ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	138
(13)	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業(平成19年度)	2,938 (2,776)	3,129 (2,967)	3,178 (3104)	567	9	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付 ・東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成 ・モニタリング手法の調和に向けた国際連携の実施 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進、原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。また、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。 	139
(14)	我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	86 (86)	90 (90)	84 (86)	84	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。 	140
(15)	国連大学拠出金(アジア水環境分野におけるSDGs達成施策モデル構築事業)(低炭素型水環境改善システム研究事業を名称変更) (平成26年度)	90 (90)	90 (90)	90 (90)	90	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける水環境管理の知識共有基盤であるWEPAデータベースをSDGs目標6達成指標の評価や分析等に活用するための方策に係る検討を行うとともに、WEPA加盟国におけるSDGs目標6に係る認識及び取組状況を調査しデータを収集する。また、SDGs目標6の達成度合いや他の目標に対する波及効果等を示すことが可能なシミュレーションモデルを開発し、モデルを活用することにより、WEPA加盟国におけるSDGs目標6達成経路及び目標達成までの行動(ロードマップ)をとりまとめる。 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsが描く水環境像を実現するための最適な社会・経済・政策上の経路を明確にすることで、SDGs目標6の達成に貢献するとともに、アジアの政策担当者の能力向上等に活用する。 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境改善の制度的・技術的取組がアジア各国におけるSDGs目標達成にどのように貢献するかを明らかにし、国際的な水環境問題の解決に寄与する。 	141
(16)	放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	92 (70)	83 (75)	75 (76)	75	8	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。 	142

<p>(17) 健全な水循環に係る総合対策推進費 (平成27年度)</p>	<p>113 (105)</p>	<p>54 (45)</p>	<p>55 (28)</p>	<p>51</p>	<p>1,2</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価を行い、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 <p><達成手段の目標(30年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 </p> </p></p>	<p>143</p>
<p>(18) 琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>30 (30)</p>	<p>39</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・水質だけでなく生態系を含めた琵琶湖の現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業(モデル事業)による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。 <p><達成手段の目標(30年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・湖辺の環境修復対策等の検討を行い、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生の実現に寄与する。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・水質及び生態系の保全及び再生のための効果的な湖辺の環境修復対策等の検討を行うことにより、湖沼の水質汚濁を防止し、環境基準の達成率の向上に寄与する。 </p> </p></p>	<p>144</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>5185 (4940)</p>	<p>5353 (4332)</p>	<p>5,561 (5,405)</p>	<p>2,715</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)</p>	<p>・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組</p>	

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	77.3 98.2	78.0 96.5	76.7 96.5	74.3 98.2	集計中	/	/
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	66.7 100	66.7 100	75.0 100	75.0 100	集計中	/	/
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	63.2 83.3	63.2 83.3	63.2 66.7	63.2 100	集計中	/	/
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	56.3 85.7	50.0 71.4	68.8 71.4	62.5 85.7	集計中	/	/
赤潮の発生件数 [件] (瀬戸内海/有明海/ 八代海)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	83/40/16	97/37/11	80/35/25	78/39/19	集計中	/	/

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全				担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(土壤環境課長)
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全		
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%	—	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。					
2 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100%	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
土壤汚染対策費 (平成28年度)	235 (191) ※市街地 土壤汚染 対策費 (平成14~ 27年度)	288 (267)			314	1.2	<p><達成手段の概要></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壤汚染対策の基礎データ収集を実施する。 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。 ・平成29年5月に公布された改正土壤汚染対策法の施行や平成30年4月に答申された「今後の土壤汚染対策の在り方(第二次答申)」の具体化に向けて、土壤汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る技術的事項について検討を実施する。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。 ・民有地等における調査・対策の実態等について整理し、自主的な調査・対策の手引きを作成するための検討を行う。 <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全についての観点から、土壤汚染の生活環境や生態系への影響の実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討するため、環境省が出している「油汚染対策ガイドライン」のフォローアップを行うとともに、土壤汚染対策法の特定有害物質の生態系への影響を評価するための検討を行う。 <p><達成手段の目標(平成30年度)></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施し、土壤汚染対策法の施行状況等を把握する。 ・技術管理者試験を実施し、土壤汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。 ・土壤汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。 ・民有地等における調査・対策の実態等を把握し、検討結果をとりまとめ、自主的な調査・対策の手引き(案)を作成する。 <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油汚染の実態・対策状況を調査し、油汚染対策ガイドラインのフォローアップを行う。 ・特定有害物質の汚染による生態系への影響について、海外の規制内容や適用事例の収集を行う。 	145

						<p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握することにより、土壤汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壤環境の保全に寄与する。また、土壤汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る検討結果を、今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壤環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性を確保し土壤環境の保全に寄与する。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壤汚染対策に寄与する。また、自主的な調査・対策の手引きを作成することで、民有地におけるダイオキシン類による土壤汚染に関する適切な調査・対策の推進に寄与する。 <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壤汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壤の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。
28 (28) ※農用地 土壤汚染 対策費 (平成19～ 27年度)						
施策の予算額・執行額	297 (247)	288 (267)	291 (266)	314	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p> <p>環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理、第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 及び 第6節包括的な化学物質対策に関する取組</p>	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-⑪)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室		作成責任者名 (※記入は任意)	高澤 哲也(ダイオキシン 対策室長) 小笠原 毅輝(農薬環境 管理室長)		
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。				目標設定の 考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境 基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の 削減計画(平成24年8月) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9 月28日閣議決定) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))	
			119	116	112	-					
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
2 水産動植物の被害防止に 係る登録保留基準の設定 及び設定不要と評価した 農薬数(累計)	-	583	359	436	466	507	539	569	583	農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農薬登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することとしている。	
		H32年度	386	413	477	509					
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
	目標年度										
3 ダイオキシン類に係る環境 基準達成率(%)	100%		ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。								
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度							
農薬登録保留基準等設定 (1)費 (平成17年度)	97 (82)	110 (101)	104 (100)	104	2	<達成手段の概要> ・農薬登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <達成手段の目標(30年度)> ・農薬登録保留基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:539 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。				146	

<p>ダイオキシン類総合対策 (2)費 (平成12年度)</p>	<p>54 (51)</p>	<p>48 (46)</p>	<p>43 (41)</p>	<p>43</p>	<p>1, 3</p> <p><達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ③臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(30年度)> ①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ③臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。</p>	<p>147</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>151 (133)</p>	<p>158 (147)</p>	<p>147 (141)</p>	<p>147</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第6節包括的な化学物質対策に関する取組</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	高澤 哲也(大気環境課長) 渡邊 康正(水環境課長/地下水・地盤環境室長) 中里 靖(海洋環境室長)
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報の把握・共有	-	-		政府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスベストの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号	
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 環境モニタリング調査(平成23年度)	788 (677)	751 (572)	539 (428)	537	1	①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度) ②公共用水域放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) ③地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度) ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度) <達成手段の概要> ①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 ②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣都県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 ③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 ④東日本大震災の被災海域における、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。 <達成手段の目標(30年度)> ①大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率の向上 ②公共用水域における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ②公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	153	
施策の予算額・執行額	869 (790)	751 (572)	539 (428)	537	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			